

防府市まちの達人の表彰に関する要綱

平成16年5月27日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市民一人一人の生涯学習推進のために、豊富な経験と専門的知識・技能を活かし、ボランティア講師・指導者として活躍する個人及び団体の顕彰を目的とする。

(表彰対象者)

第2条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）の対象者は、ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」（以下「バンク」という。）へ登録している個人及び団体（以下「登録者」という。）とする。

(表彰基準)

第3条 表彰は、バンクからの派遣回数及び登録者の自主企画による公開講座（以下「公開講座」という。）の開講回数が別表の各号の一に該当する場合に、防府市がその功績を表彰するものとする。

ただし、派遣回数はバンク利用報告書を、開講回数は公開講座報告書を基準とする。

(表彰の決定)

第4条 生涯学習専門員は、前条の表彰基準に該当すると認める対象者があるときは、選考に必要な調査を行い、表彰内申（個人は様式第1号、団体は様式第2号）により防府市生涯学習推進会議委員長（以下「委員長」という。）に内申しなければならない。

2 委員長は、前項の内申に基づき、表彰の決定を行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、これに値する業績があった年度の防府市生涯学習フェスティバルにおいて実施するものとする。

(表彰名及び表彰の方法)

第6条 表彰名及び表彰の方法は、別表のとおりとする。

(遺族に対する贈呈)

第7条 表彰を受けるべき者が死亡したときは、その遺族に対し、前条の規定による贈呈を行うことができるものとする。

(表彰の取り消し)

第8条 表彰を受けた者に不都合な行為があった場合は、表彰を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第3条及び6条関係)

派遣回数及び 開講回数の合 計	表 彰 名	表彰の方法
10回	まちの達人 ほほえみ賞	表彰状の授与
30回	まちの達人 うるおい賞	表彰状及び記念品の授与
50回	まちの達人 ふれあい賞	表彰状及び記念品の授与
100回	まちの達人 しあわせ賞	表彰状及び記念品の授与